

令和2年度開始

地域リハビリテーション活動支援事業

を活用しませんか？

地域リハビリテーション活動支援事業とは？

リハビリテーション専門職が、通所介護事業所や訪問介護事業所、地域包括支援センター(居宅支援事業所を含む)へ訪問し、サービスやアセスメントに関する助言や、介護職員への技術的支援を行います。



介護保険サービスは、高齢者の方が元気になるために、元気であり続けるために提供されるものです。高齢者の自立に資する支援の方法について、専門職から支援を受けませんか？

次の専門職が支援します！

理学療法士

病気やケガの回復を促し、社会や日常生活に戻るまでを支援する役割を担います。寝返り、座る、立つ、歩くなどの基本動作の回復や維持を目的として、運動療法や物理療法を行います。

作業療法士

食べる、入浴する、着替えるなど日常生活を送る上で必要な機能回復をサポートする役割を担います。また作業を通して心のケアも行います。

言語聴覚士

ことばや聴こえ、食べることに問題のある方の社会復帰をお手伝いし、その人らしい生活が送れるよう支援します。

歯科衛生士

「自分の歯でおいしく食べる」「楽しく会話する」など、高齢者の方の歯・口腔の健康づくりをサポートします。

管理栄養士

病気の方や高齢で食事がとりづらくなっている方の健康を考えた栄養指導や調理方法の支援などを行います。

サービス担当者会議で、支援方法や目標設定のアドバイスがほしい！

作業療法で利用できる道具・器具・使用方法について詳しく知りたい！

発声や発語の促し方を教えてほしい！

自宅でできる口腔訓練、食事中的アドバイスは？

利用までの流れ

- ①いきいき長寿課へ利用申込書を提出
 - ・実施希望日時(初回時)
 - ・派遣を希望する専門職
 - ・希望する支援内容などを記入
 - ②いきいき長寿課で派遣する専門職の調整
 - ③支援実施。実施後、利用報告書をサービス提供事業所からいきいき長寿課へ提出
- ※2回目以降は、事業所と専門職で日程調整を行う

利用回数

通所事業所：4回まで
訪問事業所：2回まで

費用

費用負担はありません。



ご質問・お申込先

都城市役所 健康部 いきいき長寿課 介護予防担当 TEL(0986)23-3184